



自然災害による自動車重量税還付制度とはどんな制度?



台風15号の暴風、19号の豪雨、洪水などの自然災害により——例えば駐車していた車が暴風で転倒して壊れ使用できなくなってしまう。道路が冠水して車が水没して使用できなくなってしまう。こんな場合にすでに納付していた自動車重量税が還付される制度のことです。



自動車重量税還付制度が適用される自然災害の災害内容とは?



自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をさします。ただし、「被災者生活再建支援法」の適用を受ける災害でなければなりません。



「被災者生活再建支援法」とは？



内閣府のホームページによると「被災者生活再建支援法」とは『自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度で、自然災害とは10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村や自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県が制度の対象』となります。



どんな自動車が自動車重量税還付制度の対象となるのですか？



自動車検査証の有効期間内に自然災害で被害を被り廃車となった被災自動車の所有者の方が対象となります。

被災自動車とは、例えば以下のような理由により、永久抹消登録等の手続を行った自動車をいいます。

- ・洪水などにより、水に浸り使用できなくなった
- ・車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなったなどです。



永久抹消登録等とは？



運輸支局(自動車検査登録事務所)または軽自動車検査協会事務所において「抹消登録申請書」で自動車の永久抹消登録または滅失・解体の届出申請をおこなったことをいいます。



自動車重量税還付の手続きは？



自然災害の発生した日から5年を経過する日までに、永久抹消登録等の手続きと還付申請書を運輸支局等に提出することになります。それにより車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を所有者の所轄する税務署から受けることができます。ただし、車検残存期間が1カ月以上あるものが対象です。

●還付申請書

令和 年 月 日		運輸支局等 受取印
送付申請者(所有者)	(フリガナ) 「氏名又は名称及び代表者氏名」 (電話番号)	※ 運輸支局又は軽自動車検査協会に提出してください。税務署併用可。
同上代理人	(フリガナ) 「氏名又は名称及び代表者氏名」 (電話番号)	
租税特別措置法第99条の15第2項に規定する還付を受けたいので申請します。(欄外に「...」)		
対象となる自然災害	(欄外に「...」)	(欄外に「...」)
送付先	(電話番号)	※ 書類の送付先住所が「還付申請書」欄の住所と異なる場合に記載してください。
現在の連絡先	☐ 携帯電話 ☐ その他	※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
被災自動車	自動車登録番号又は車両番号	車 台 番 号
送付される税金の受取人	☐ 還付申請者 ☐ 代理人	※ 還付される税金の受取人が代理人の場合は併記してください。
送金先	銀行・組合 支店・支所	本店・支店 は印所 本所・支所
預金種別	普通 当座 活期 貯蓄	口座 番号
郵便局名等	記号 番号	
還付を受けようとする金額	被災自動車に係る自動車検査証に記載された情報等から 法令に基づき計算した額による。	
申請確認区分		
税務署受理欄 (記載不要)		





自動車重量税還付手続に必要な書類は？



- ・普通自動車、バス、トラック等の軽自動車以外の自動車
  - ①抹消登録申請書／②所有者の印鑑登録証明書・実印／③市町村が発行するり災証明書
- ・軽自動車
  - ①解体等届出書／②使用者印及び所有者印(個人の場合は認印・法人の場合は代表者印)／③市町村が発行するり災証明書



Q：還付金額の計算方法は？



- ①自動車検査証の交付等を受ける際に納付した自動車重量税額を、
  - ②自動車検査証の有効期間の月数で割って、
  - ③これに車検残存期間(自然災害の発生した日から自動車検査証の有効期間満了日までの期間)の月数を掛けて計算します。
- ・車検残存期間の月数に1か月未満の日数がある場合には切り捨てます。  
(例：1ヵ月と15日⇒1ヵ月)。
  - ・車検残存期間が1か月未満の場合には還付されません。
  - ・還付金額の1円未満の端数金額は切り捨てます。
- 還付金額計算式
- ・還付金額
- ＝納付自動車重量税額÷車検証の有効期間×車検残存期間